

条例の対象（適用範囲）について

1 公文書管理法

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

※出資等法人及び指定管理者に関する規定はなし。

2 他自治体の状況

執行機関、議会、地方独立行政法人、公営企業管理者を対象とし、情報公開条例と公文書管理条例の対象を一致させている自治体がほとんど。

出資等法人及び指定管理者については、条例の直接的な対象とはせず、文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努める旨と、執行機関がその指導に努める旨規定している自治体が多い。

例外的に、公文書管理条例にのみ公営企業管理者と土地開発公社を規定（北海道東神楽町）している自治体や、情報公開条例にのみ指定管理者を規定（尼崎市）している自治体もある。

3 本区の方向性（案）

（1）執行機関及び議会

情報公開条例と同様、本区のすべての執行機関と議会を対象としたらどうか。具体的には、区長、教育委員会（学校も含む）、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、議会。

(2) 地方独立行政法人及び公営企業管理者

本区には現時点で存在しないため、条例の対象とはしない。

(3) 出資等法人（区が出資その他の財政支出等を行っている法人）

情報公開条例等において、以下のとおり規定している。

葛飾区情報公開条例(出資等法人の情報公開等)

第21条 区が出資その他の財政支出等を行う法人で、区長が別に定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり当該出資等法人の管理する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、出資等法人が前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 区長は、出資等法人の情報の公開が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

葛飾区情報公開条例施行規則(出資等法人)

第6条の3 条例第21条第1項の規定に基づき、区長が別に定める出資等法人は、次のとおりとする。

(1) 葛飾区土地開発公社

(2) 社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会

なお、各法人の詳細は以下のとおり。

	葛飾区土地開発公社	社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会
概要	葛飾区の道路、公園等の都市基盤の整備や公共施設の整備のための公共用地及び公用地を先行取得、管理及び処分等を行うために、葛飾区が設立した法人。	区民福祉の増進を目的に、昭和27年12月に地域関係者による任意団体として設立され、その10年後の昭和37年9月に法人認可を受け、「社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会」として現在に至っているもの
根拠	公有地の拡大推進に関する法律第10条	社会福祉法第109条
職員	区の職員	名誉会長は区長だが、会長や理事は区民であり、職員も区の職員ではない。
文書	区に準じた独自の規程を定めている。決裁は、区とは異なる流れで行っており、区のシステムも用いておらず、紙で決裁を行っている。文書は区庁舎内に保管している。	独自の規定を定めていると思われる。決裁は、区とは異なる流れで行っている。文書は当該法人の施設内で保管している。

「出資等法人」については、次回も継続して検討する。

(4) 公の施設の指定管理者

現在、本区で指定管理業務を行っているのは、別紙のとおり。

情報公開条例においては、以下のとおり規定されている。

葛飾区情報公開条例

第20条 実施機関は、指定管理者が公の施設(区が設置するものに限る。)の管理業務を行うために管理している情報(当該管理業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録により、指定管理者が管理しているもののうち実施機関が管理していないものに限る。次項において同じ。)について、公開請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により情報の提供の求めがあったときは、実施機関に対し、当該情報を提供するものとする。ただし、公開することにより当該指定管理者に明らかに不利益を与えると認められるものについては、この限りでない。

また、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例においては、以下のとおり規定されている。

葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該取り消された日から30日以内に、同日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施の状況
- (2) 利用の状況
- (3) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために区長が必要と認める事項

さらに、区内部で定めている「指定管理制度ガイドライン」において、各協定書に文書の適正管理の関する事項を入れるよう定めている。

指定管理制度ガイドラインより抜粋

「指定管理者は、管理業務の実施に当たり作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに常に、その処理経過を明らかにし、適正に管理を行うものとします。」

条例の直接的な対象とはしないが、努力義務を課す規定を設けたらどうか。